

平成31年(2019年)3月7日

総務委員会資料

経営室経営担当

(第10号議案)

中野区行政委員会の委員及び非常勤の監査委員の報酬及び費用弁償に関する条例新旧対照表

改正案			現行		
第1条～第5条 (略)			第1条～第5条 (略)		
附則 (略)			附則 (略)		
別表 (第2条関係)			別表 (第2条関係)		
委員会等	委員等の職	報酬の額	委員会等	委員等の職	報酬の額
教育委員会	委員	月額 <u>293,000円</u>	教育委員会	委員	月額 <u>292,000円</u>
選挙管理委員会	委員長	月額 <u>281,000円</u>	選挙管理委員会	委員長	月額 <u>280,000円</u>
	委員	月額 <u>254,000円</u>		委員	月額 <u>253,000円</u>
	補充員	日額8,600円		補充員	日額8,600円
監査委員	議員のうちから選任される監査委員	月額 <u>137,000円</u>	監査委員	議員のうちから選任される監査委員	月額 <u>136,000円</u>
	識見を有する者のうちから選任される監査委員	月額 <u>281,000円</u>		識見を有する者のうちから選任される監査委員	月額 <u>280,000円</u>
備考 (略)			備考 (略)		
附則			附則		
この条例は、平成31年4月1日から施行する。			この条例は、平成31年4月1日から施行する。		